

序論 国境政策のパラドクスとは何か？

森千香子／エレン・ルバイ

一 地中海という名の墓場

地中海ときいて何を思い浮かべるだろうか。古代から文明の揺籃の地であり続け、その後も西アジア、北アフリカ、ヨーロッパの文化や影響が混ざって織りなされた壮大な歴史かもしれない。フェルナン・ブローデルが『地中海』で描いた日常世界のように麦、イチジク、ぶどう、オリーブなどに彩られた豊穡な情景かもしれない。群青色の海、輝く太陽、澄み切った空、温暖な気候、沿岸の美しい町並み、リゾートを楽しむ人びと……さまざまにまなイメージが喚起されるが、一般に明るく穏やかな印象をもつ人が多いだろう。

ところが二〇一三年十月、このようなイメージを覆すニュースが世界を駆けめぐった。ローマから南へ七〇〇キロのランペドゥーサ島沖合で、一週間に二隻の船が難破し（三日と十日）三八九名が命を落としたのである（二〇一三年十月十六日時点）。犠牲者の大半はエリトリアやシリアからの難民で、子どもや妊娠中の女性も含まれていた。二隻目の事故時にはマルタ海軍によって二〇〇名が救出されたので、それがなければ犠牲者の数はさらに多かっただろう。救助にあたった海軍責任者が「これまでのキャリアで最も厳しい救難活動」と取材で答える

写真1 「ランペドゥーサに名前なき墓がどれほどあるのか——ボッシ・フィーニ法反対^②」



© Filippo Monteforte/AFP

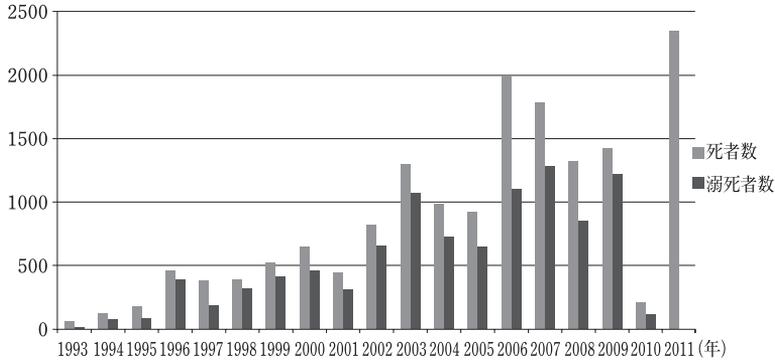
2013年10月難民船難破の後、ランペドゥーサ島で抗議する支援者

ほどの惨事だった。⁽¹⁾ ヨーロッパのメディアや街頭には「墓」と化す地中海」など、墓場のメタファーが氾濫した。

もっとも人口六〇〇〇〇人・総面積わずか二〇キロ平方メートルに足らずのこの小島で、同じような事故が起きたのは今回が初めてではない。反人種差別と移民・難民支援のヨーロッパ NGO ネットワーク「United for Intercultural Action」の調査によれば、一九九三年から二〇一〇年にEU国境で発生した死者一万四〇三七人のうち、地中海（沿岸を含む）で命を落とした人は一万一〇四六人、うちシチリア海峡での死者は六八三五人である。なかでもランペドゥーサは事故の多発地帯で、二〇一一年「アラブの春」の最中にもリビアからの難民船が沖合で沈没して二五〇人以上の犠牲者を出すなど、二〇〇二年から二〇一三年（十月時点）で三三〇〇人の死者を記録、これはEU国境地帯の死者数の一七―一八%に値する。二〇一三年七月に就任直後の教皇フランシスコがランペドゥーサを訪問したのも、このような背景があったからだ。⁽³⁾

冒頭の難破事故の翌日（十月四日）、ヨーロッパで移民支援や人権擁護にかかわる複数の団体代表が「ランペドゥ

表1 1993-2011年のEU国境での死者数の推移（単位 人）*



出典 United for Intercultural Action, Fortress Europe Deadly Exodus 2013より作成

* 2011年の溺死者数についてはデータなし

「人殺しをするヨーロッパ」という共同声明を発表した。声明は、同様の事故がヨーロッパ周辺で繰り返されてきたこと、原因はヨーロッパが「不法移民取り締まり」の名の下に行なってきた非人道的な政策にあること、したがってランペドゥーサの事故も回避ではなかったことが指摘され、「人殺しのヨーロッパ」の欺瞞を厳しく批判する内容となっている。⁽⁴⁾

今日、ランペドゥーサという名前は、豊かなヨーロッパの周縁部で人びとの死の山が築かれ、ヨーロッパの玄関の一つである地中海が「墓場と化している」ことを私たちに想起させ、「人権のヨーロッパ」のもうひとつの顔を思い起こさせる悲劇のシンボルとなっている。

二 国境政策の二極化か？

このような越境をめぐる惨事も、読者の多くには日常とかけ離れた遠い世界の出来事に映るかもしれない。日本国パスポートがあれば世界の多くの国にビザなしで入国できるし、移動にかかる時間もヨーロッパまで船で一ヶ月かけていた時代とは違って、飛行機で一二時間だ。早めに予約したり、トランジット回数を選ばなければ、

航空券をかなりの安価で手に入れることもできる。そう考えると、国境を越えた移動は物理的にはそれほどむずかしくない。そう感じるのにはむしろ自然である。

問題は、このように国境を容易に越えることができる人がいる一方で、ランペドゥーサの難民のように命がけで移動を試みる人たちがいるという、国際移動をめぐる現代社会の矛盾した状況をどう考えればいいのか、という点である。

この問題については分析が重ねられてきたが、そのひとつが「移動条件の格差拡大・二極化」という視点からの考察である。たしかに世界を見わたすと、国際移動の簡易化の動きは至るところでみられる。シェンゲン協定の後のヨーロッパの域内国境撤廃はその典型であるし、カナダ・アメリカ合衆国国境渡航優遇プログラム（NEXUS）も両国を頻繁に往来する個人に対し条件付きで「スマート・カード」を発行して移動を簡易化する試みである。アジアでもAPEC（アジア太平洋経済協力）域内でAPECビジネス・トラベル・カード（ABTC）が発行され、同域内を短期商用目的で移動するビジネス関係者はビザなしで入国できるだけでなく、専用入国審査レーンで迅速に出入国ができる。⁵⁾

しかしこうした簡易化は、国際移動する二億人「HO:2005」のごく一部が享受しているにすぎず、越境を試みる者の大半にとって、国境はいまだ厳然とたちはだかり、それどころか壁は年々高くなっている。それはまさに「入国阻止レジーム」[Hathaway 1992:40-41; 阿部 2002:81]とも呼ぶべき状況である。

「二極化」論は、このような規制の緩和と強化の同時進行こそが、現在の国境政策の再編の特徴だと考える。実際、先進国の多くは学歴、職歴、年収などを基準とした「高度人材」に対して優遇措置をとる一方（日本でも二〇一二年に法務省が「高度人材ポイント制度」を導入）、非先進国出身者には厳しい入国条件を課すようになった。⁶⁾ヨーロッパでもシェンゲン協定締結以降、EU域内出身外国人には自由移動を保障する一方、域外出身者には家

族呼び寄せにも一定の収入要件を課すなど門戸を狭めている。また二〇一一年アラブ諸国で民衆蜂起が起きた後にも「大量移民殺到」の懸念から域内での国境審査を条件付きで復活させることが認められるなど、「欧州の要塞化」[阿部 2002: 83] はさらに強化される傾向がみられる。⁽⁷⁾

一方で、以上の議論とはやや異なった見地からの分析もある。そのひとつに、一見相反するかのような二つの動向を同じ枠組みで捉えようとした「スマートな国境 (smart borders)」(巻末用語集参照) の議論がある。それによれば、国境は閉ざされているか、開かれているかの二項対立的な視座からではなく、「開かれていながら、かつ完全に管理下におかれている」と考えるべきだという。本書にも寄稿するディディエ・ビゴやセルジオ・カレラらは「Bigo, Carrera and al 2012」、一見国境を自由に行き来している先進国の市民たちも、実は生体認証パスポートやクレジットカード、携帯電話などを通して、途上国の市民たちとは異なる形ではあるものの、常に監視下におかれており、しかもその管理網は一層強化されていると主張する。二〇一三年五月、法務省の有識者会議が谷垣法相に導入を提言した「トラステッド・トラベラー制度」(犯罪歴がないなどの条件を満たした外国人の出入国手続きを自動化する取り組みで、初来日の際に指紋情報を登録しておけば、次回から無人の「自動化ゲート」で指紋認証とパスポート照合を行なうだけですむという内容) もその一環として位置づけられるだろう。

そう考えると、ABCでスムーズに移動するビジネスマンや「国境を股にかけ世界で活躍するボーダレスワーカー」⁽⁸⁾のような「ビジネス・クラス・シチズン」⁽⁹⁾ [Spake 2006] (巻末用語集参照) と、ランペドゥーサを目標としてポートに乗り込む移民の状況は相反する現象ではなく、同じ監視構造の二つの側面であり、表裏の関係として理解することができる。ジグムント・バウマン [1998=2010] は、世界的に展開される国境管理政策のもとで、自由移動を享受する「旅行者 (ツーリスト)」と、常に移動を余儀なくされ同じ場所にとどまれない「放浪者 (バガボンド)」がうみだされていることを指摘したが、このバウマンの指摘を「スマートな国境」の議論に照らし

て検討すると、「旅行者」は本人が感じているほどに自由ではなく、むしろ監視を受けているという点で「放浪者」と同じ構造に属していると考えることができる。

三 移民と支援者の「犯罪化」

本書も、出入国管理政策の再編によって、移動の二極化という現象が同じ監視体制の下におかれているという立場にたちつつ、現代の「放浪者」である途上国出身者の移動と、それを阻止するために展開される一連の政策に照準をあわせる。それは先の分類でいう「旅行者」の移動に比べて「放浪者」が数の上で重要であるだけでなく、「放浪者」に対する政策が国境管理の領域にとどまらない広がりを持ち、社会に大きな影響を及ぼしていると思われるからだ。

それでは一体、どのような影響があるのか。そのひとつに移民や外国人に対するまなざしの問題がある。一連の規制的な国境政策は「国境の開放⇨国民の不利益」という考えを前提としており、外国人を「不利益」や「脅威」と結びつけるのに一役買っている。そのなかでも現代社会の外国人の表象をかたちづくっていると思われるのが非正規滞在者（巻末用語集参照）の取り締まり政策である。

国境管理は国境線上だけでなくその内側でも展開されており、それは「法をすり抜けて」入国・滞在する者の「摘発」という形をとる。このような「不法滞在者」取り締まり政策は世界中で強化される傾向にある。日本でも二〇〇四年に法務省が「不法滞在者五年半減計画」を開始し、入管職員の増員や警察との連携が強化されるなどの措置がとられ、計画は一定の成果をあげ、二〇〇九年には目標がほぼ達成されたと発表された（二二万から一一・三万人と四八・六％の減少⁽¹⁾、その後も数は減少し、二〇一三年一月には六・二万人）。

写真2 品川駅構内の横断幕。外国人を違法性と結びつけるような文言は公共空間に散見される。(筆者撮影)



取り締まり強化に伴い、収容所をはじめとする施設に拘留される外国人も増えた。二〇〇九年、ヨーロッパでは二七のEU加盟国(当時)で拘禁された非正規滞在外国人は五七万人を超え、収容所数も二〇〇一年の三二四から二〇一一年には四二〇に急増した。¹²⁾ アメリカ合衆国でも拘禁非正規滞在外国人は四三万人(二〇一一年)にのぼる。拘禁者数の増加にともなって強制送還数も増加し、EU全体では二〇〇九年に二五・三万人が強制送還され、アメリカ合衆国でも二〇一一年の強制送還数は年間三九・二万人と「新記録」を達成した[Aierbe, Baylac 2012]。

警察との連携による捜査、収容所への拘禁、また「不法滞在者」という呼び名の定着——非正規滞在者に対する一連の政策にはこうした人びとを「犯罪化 (criminalization)」する効果をうみだしてくる [Poirat 2003: 8]。「犯罪化」という言葉は元来、新たに犯罪を規定する法律の制定やその運用の厳密化によって処罰が重くなるプロセスを指すもので、対象となるのは「行為」や「振る舞い」だった。だがここでは非正規滞在者という「人間」やその「属性」が「犯罪化」の対象となっている。つまり、ある状況におかれた人間が犯罪者

同然の扱いを受け、その存在自体が犯罪と結びつけられる状態を意味するようになった。

非正規滞在者が問題になるのはその「属性」ではなく、滞在許可なしに外国に滞在するという「行為」が原因なのだ、との反論があるかもしれない。だが「犯罪化」の波は「不法滞在者」だけでなく、正規の資格を備えた外国人にも及んでいる。その一例が、二〇〇四年にアメリカ合衆国で始まり二〇〇七年に日本にも導入された個人識別情報システム「J-BIS」である。入国審査時に外国人だけに顔写真撮影と指紋採取を義務づける同制度には、国民と外国人を区分し、外国人すべてを「潜在的犯罪者」と想定する発想が根付いており、外国人「犯罪化」の典型的事例といえる。

移民や外国人を「犯罪」と結びつけるような動向は今日に始まったことではなく、歴史的に構築されてきた。すでに十九世紀のヨーロッパでは「国民」「国籍」の制度化がすすむのと並行して「外国人」が徐々に「国民から除外される」というかたちで排除の対象となり、その過程で犯罪との関わりをも疑われるようになっていった。その意味でこれは決して新しい現象ではないが、これまで行なわれてきた「犯罪化」がより制度的かつ大規模に展開されているところに、今日の特徴があるのではないだろうか。

その点で「犯罪化」の波が非正規滞在者の支援者にまで及んでいることは注目に値する。二〇〇七年八月に冒頭でも触れたランペドゥーサ沖で起きた事件はその一例だ。リビア難民四人が溺れかけていたところに、チュニジア漁船が通りかかって救助したところ、イタリア当局の命令に背いた廉で七名の漁師が逮捕され、裁判にかけられたのである。⁽¹³⁾一審では有罪判決が出て、しかもイタリア当局から告訴されていることを理由にチュニジア政府は漁師たちの漁労許可の更新を拒否し、漁師たちは海にも出られなくなるという「制裁」も受けた。二〇一一年によくやく無罪が確定したものの、難民の命を救った漁師が「人身売買への関与」を疑われ、四年もの間重罪人のごとく扱われたのである。

同様の事件はフランスでも起きている。二〇一三年十月イギリスを指す非正規滞在者の「通過地点」としても知られる北部のル・アーヴルで、四〇年前から非正規滞在者支援に携わってきた七〇歳の年金生活者が有罪判決を受けた。自宅に泊めていない非正規滞在者を泊めたかのように偽って「宿泊証明書」を作成した、というのが罪状だった。この書類は外国人の滞在許可申請に必要なものであり、実際に自分の家に泊めていなくても、事実上の「身元引き受け人」として書類を発行することは多くの支援者の間で長年行なわれてきた「慣行」であり、これまでは「犯罪」として扱われることはなかった。ところが今回はそれが「書類偽造」として有罪にされたのである。これは当局の支援者に対する事実上の「脅し」であると関係者には深刻に受け止められている。⁽¹⁴⁾

四 国境政策をめぐる通説の再検討

だが移民やその支援者を「犯罪化」する政策は、多くの国で一定の支持を集めている。少なくともこれらの国の政府は「国民の利害」を理由にこうした政策を実行している。なぜ、そのようなことが起きるのか。クレール・ロディエとエマニュエル・テレー [Rodier, Terray 2008] は、国境管理をめぐる「通説」が社会に存在し、それが「犯罪化」政策を正当化し、有権者を納得させている、と指摘している。そして有権者を納得させる「通説」について、次の五点をあげている。

- (1) 経済的貧困こそが人口移動の構造的要因であり、国境管理を緩和すれば、貧しい国の人間が先進国に津波のごとく押し寄せてしまう
- (2) 「津波」が起これば、失業率の上昇や労働ダンピングを引き起こし、また先進国の手厚い福祉を不正受給

しようとする移民が増加して、社会保障制度が破綻する

(3) 国民のなかにも生活が苦しい者が増えて以上、国の経済にとって有益な移民にのみ入国を許可し、残りは厳格に取り締まる政策こそ合理的だ

(4) 警察と行政権力の連携、監視テクノロジーの発達、そしてトランスナショナルな取り締まりネットワークの構築によって、望ましくない外国人の流入を阻止し、国境を管理することは十分に可能だ

(5) 移民の受け入れより、途上国の開発支援を優先すべきである。そうすれば移民は自国に残るだろう。ただし単に援助を与えるだけでは途上国の成長にとって望ましくないもので、(非合法出国の禁止などの)一定の責任を課さねばならぬ、[Rodier, Terray 2008, 7-9]

以上が政治やメディアで繰り返される主張であり、それによって現代の規制的な国境政策が正当化されている。これらの言説は一見、整合性があるように見え、だからこそ自明のこととして受け止められやすい。しかし問題はこれらの主張にどれだけの妥当性があるのか、実際には十分に検証されてこなかった点である。それでは、以上の通説のどこに問題があるのか。ここではコスト、完璧な国境管理、移動の動機の三点に絞って問題提起をしたい。

第一に、移民に対する根強い考え方の一つに「移民の存在は貧しさをもたらす」というものがある(2)、(3)。「貧しい移民が国内が増えれば、間違いなく経済的負担が増加する」として、移民の失業率や社会保障の給付額ばかりがクローブアップされがちだが、移民を本国に導入させないために国家(そして国民)が負担する経済的コストについてはほとんど議論されない。移民にかかる「コスト」が問題であれば、国境管理のために導入される最新のテクノロジーの設置や維持、国境警備隊や事務員の増員、強制送還や収容施設などにつき込まれる莫大

表2 国際人口移動の推移（単位 百万人）

	1990	2000	2010	2013
世界全体	154.2	174.5	220.7	231.5
先進国	82.3	103.4	129.7	135.6
途上国	71.9	71.1	91.0	95.9
アフリカ	15.6	15.6	17.1	18.6
アジア	49.9	50.4	67.8	70.8
ヨーロッパ	49.0	56.2	69.2	72.4
中南米・カリブ海	7.1	6.5	8.1	8.5
北米	27.8	40.4	51.2	53.1
オセアニア	4.7	5.4	7.3	7.9

出典 国連「国際人口移動動向調査報告書」2013年より作成

な出費もあわせて計算する必要がある。そもそも国境管理コストを抜きにしても「移民Ⅱ経済的負担」説には問題がある。近年、ヨーロッパで行なわれている調査によれば、移民が支払う保険料の総額は彼らが受けとる給付額を大きく上回っているという結果が出ており、このように通説に反する実証研究の結果が示されているのである。⁽¹⁵⁾

第二に「国境管理を厳しくすれば、移民の流れは阻止できる」という通説があるが(4)、この点についても異論が存在する。問題点を最もわかりやすく表すのが国際移動の推移データである。先にも見たように、この十五年間、先進国を中心にも入国管理を厳格化しており、「望まれない」大量の移民の流入を阻止したり、流入した移民を摘発する最新のテクノロジーが導入されてきた。それにもかかわらず、表2にあるとおり、移動人口は年々増加しているのである。この事実が物語っているのは、いかに壁を高くし、警備隊を増員しても、人の移動を完全に阻止するという目的はいまだに達成できていない、ということである。

第三に、移動する当事者の動機は経済的なものだ、と一枚岩的に捉えられがちであるが(「したがって、本国に経済支援を与えればその場にとどまるだろう」と考え、国際援助でもって「ソフト」に国

際移動を阻止しようとする)、実際にはその内実はより複雑である。移住システム論の先行研究でも示されたように、生活環境をはじめとする非経済的な要素も移動の動機において大きなウェイトを占めている〔樋口 2002〕。また貧困よりも、自分が暮らす社会・環境に希望を見出せないこと、つまり「絶望」が移動の動機として最も重要だとの指摘もある。アルバート・ハーシュマン [2005] は『離脱・発言・忠誠』のなかで、自分の生きる社会が耐えがたく、現状を変える可能性が見出せない個人にとって、その場を退出 (exit) するという選択はきわめて合理的であることを指摘したが、この分析は国境を越える移民にもびったりと当てはまる。ボートで大海を渡るうと試みる移民の姿は、先進国の人間にはあまりに無謀で非合理的に映る。だが、移民たちは危険を知らないのではなく、リスクを負ってでも移動する価値があると判断して行動するのであり、その点で彼／女らの行動は合理的なのである。そのような強い決意で移動にのぞむ人間を、力づくで、しかも半永久的に排除し、外部に「囲い込み」続けることなど、本当に可能なのだろうか。

国境管理をめぐる通説は、国家の視点で構築され、十分に検証されないまま「客観的事実」として流布している場合が少なくない。その点で「通説」は「客観的事実」というよりも、むしろ国家のつくりあげた「おとぎ話」として受けとめるほうが相応しい場合もある¹⁶。これは「国家の言うことはすべて作り話だ」という意味ではないが、国家の言説を無批判に事実として受け入れてしまうことにも、慎重になるべきではないかという呼びかけである。どこまでが「物語」で、どこまでが「現実」なのか。少し立ち止まり、国家の視点とは違った角度から問題を捉えることは、いずれにしても無駄にはならないだろう。

五 「国境問題」と「グローバル化問題」

そもそも現代国家が直面する「国境問題」とは「グローバル化問題」の別名でもある。グローバル資本主義の影響で資本や物流、労働力の移動が国境を越えて展開されるなか、従来の「国民」や「国家」の定義が大きく揺らいでいることはこれまでも指摘されてきた。だがグローバル化の深化はまた（一部の高技能移民やビジネスマンなどには規制を緩和しながら、多数の非先進国出身者には規制を強化するという意味で）国境の規制強化を引き起こすというパラドクスをうみだしている。十九世紀から「国家による国民保護」が自明視されてきたが、ロイック・ヴァカンも指摘するように新自由主義改革による福祉制度の削減や自己責任文化の内面化によって、「国家による国民保護」の自明性は、今日揺らいでいる [Wacquant 2010]。そのような時代において、国境は国家がその存在意義を顕示すると同時に、国民の不満を抑えて統制をはかる新たな装置として機能していると思われる。だからこそ、グローバル化と自由化の理念にまったく矛盾するような、国境の規制強化が現在も行なわれているのではないだろうか。その意味において「国境問題」と呼ばれている問題は「グローバル化」の問題なのである。

以上の問題意識を出発点に、本書は三部で構成される。第I部ではマクロな視点から国境管理の世界的な潮流を示し、現在の動向と問題点を検討する。第1章ロジエル論文はマクロな視点にたちつつも、国家の側ではなく当事者の側に視点を移して国境政策を考える試みである。これまで移民は先進国に脅威や危険をもちこむ存在として捉えられてきたが、移民自身が被る危険については十分に議論されてこなかった。視点を転換することで、これまで移民の「侵入・侵略」と見なされてきた現象が、新たに「移民に対する戦争」として浮かびあがる。第2章ヴィートル・ド・ヴェンデン論文は本書の中心的課題でもある「国境規制は現実的な政策なのか」という問

いを提起する。ここでは特に「人権擁護の原則を尊重しつつ、どのように移動を管理するか」という、ヨーロッパが直面する問題について分析が行なわれ、移民受け入れ国、送り出し国、当事者である移民という三者すべてに利益がもたらされるような「win-win-win」政策の可能性が検討される。

第二部では、このような「対移民戦争」とも呼ぶべき厳格な国境管理が、どのような「技術」に支えられているのかを考察する。国境管理の技術といえば、生体認証技術などのテクノロジーが注目されがちであるが、本書はそれと並行して用いられる様々な手段、政治、思想を含めた広義の「技術」に光をあてる。第3章ミグル・ヨーロッパ論文は、ヨーロッパの国境管理政策において、密かに、しかしきわめて重要な位置を占めてきた「技術」に注目する。それは国境政策のアウトソーシングであり、その最たるものが「非正規滞在者の再入国に関する協定（再入国協定）」（巻末用語集参照）である。第4章古屋論文は、国境管理を支える「技術」として国家の複数機関の連携体制に注目する。具体的には、日本の外国人出入国管理を法務省と警察、そして自衛隊との関係のなかで捉える。こうして一見、別の領域で行なわれている施策が、ある地点で交差し、そこに浮かびあがるのは監視追放複合装置（バノプティコン）である。それを通して、外国人だけを対象にしているかのような国境政策が、私たちの日常生活にも闖入し、影響を及ぼしている様子が見えてくる。

第5章ビゴ論文は国境概念について抜本的な問題提起を行なう。ビゴによれば、国境のあり方は線から点へ、地理的カテゴリーから法的カテゴリーへと根本的に変化し、それにもとまって監視体制も大きな変化を遂げた。それにもかかわらず、人びとは従来の国境概念に囚われ続け、その結果色々なひずみが生じている。だが国境概念も、国境に求める意味も、必然的に見直しを迫られている。そして国境を「障壁」ではなく、人びとが「交流する場」として捉える重要性が指摘される。

第三部では、国境やその管理をめぐる変化がどのような社会的帰結をもたらしているのか、また当事者がそれ

をどう経験しているのかを日本の事例を中心に、具体例に基づいて考察する。第6章田嶋論文は、中国系移住者の移住プロセスとシステムを、日本、韓国、オーストラリアという三つの受け入れ社会間で比較しながら実証的に描きだす。そこには国境を相対化する視点が浮かびあがる。分析を通して明らかになるのは、地理的には離れた土地（外国）に形成され、一見バラバラに見えるコミュニティが、実は国境を越えたつながりでもって構築され、国境というものに全く分断されていない点である。このような事実は、国家の考える「国境」と移住者の経験する「国境」の間にある「ズレ」を私たちに意識させてくれる。

第7章菊地論文は、フィリピン人女性と日本人男性の間に生まれた子ども達とその母親が起こした訴訟を手がかりに、田嶋論文とは異なる視点から「国境」が人びとによってどう経験されているのかを「国籍」を軸に検討する。国籍は、国境を越えて移動する者の居住や就労の自由を制限し、さらに家族と一緒に暮らしたいという基本的な権利をも侵害する。ただし移民女性たちはこうした周縁化や排除を甘受するばかりではなく、その国の国籍法を変えるような力も同時に有している。この分析を通して、国境や国籍というカテゴリーが決して静的なものではなく、国家、移民、支援団体などによって構成される力関係のなかで、常に引きなおされる動的なものがあること、しかしそこには常に暴力が介在していることが明らかになる。

本書は、現在の国境管理政策のあり方についての共通の問題意識のもと、日本とヨーロッパの現場に通じた研究者・活動家が集まり、国境管理の背景にある構造の分析と現場の実態研究の視点を交差させる作業を通して生まれた。そうすることで「安全保障」などの観点から抽象的に捉えられがちな国境管理が、具体的にどのような行なわれているのかについて知り、そのような政策が管理される側の人間だけでなく、私たちの暮らす社会にどのような影響を及ぼしているのかについても、考察を深めてもらえればと思う。こうして国境を「おとぎ話」としてではなく、自分の暮らしとも接続可能な現実として捉える手がかりを少しでも示せば、本望である。

註

- (1) http://www.liberation.fr/monde/2013/10/13/lampedusa-naufrage-europeen_939213 (二〇一四年六月二十九日閲覧)
- (2) 二〇〇二年に成立した法。移民受け入れのさらなる制限をめざし、入国及び滞在許可に関する規則を厳しくしたことが最大の特徴で反移民的な法と評価されている。
- (3) 「法王、移民船漂着の島を初訪問」朝日新聞、二〇一三年七月九日付。
- (4) 伊藤るり訳の日本語版はミゲル・ユーロップのサイトで閲覧できる。
- (5) http://www.nigreurop.org/IMG/pdf/lampedusa_europe_assasine_en_japonais.pdf (二〇一四年六月二十九日閲覧)
- (6) 現在、一九の国・地域(豪州、ブルネイ、チリ、中国、中国香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、タイ、ベトナム)が参加。カナダ及び米国は暫定参加(参加準備中)。
- (7) 「自由移動」には留保を付ける必要がある。EUは二〇〇七年に加盟したルーマニアとブルガリアに対しては「必要な準備が完了するまでの移行期間」を設けて二〇一三年末まで国境審査を継続した。
- (8) 「EU国境審査容認へ、中東政変で移民急増」読売新聞二〇一二年六月十九日付。 <http://borderlessworker.com/>
- (9) この用語に関しては巻末の語彙集も参照。
- (10) <http://www.jil.go.jp/institute/chosa/2013/13-114.htm>
- (11) http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/happyou/121226_huhoutazai.html
- (12) この数字はEU域内の収容所・拘禁施設のほか、EU国境管理政策の一環として近隣諸国に設置された収容所・施設も含む。このような国境管理のアウトソーシングについては第三章ミゲル・ユーロップ論文を参照。
- (13) 具体的にはチュニジアの漁船が溺れかかっていた人びとを救出したところ、イタリア・ランペドゥーサの沿岸警備隊が船の入港を許可しなかった。こうして数日間、チュニジア漁船は港の前で許可が下りるのを待ち続けたが、船内には急遽医療措置を必要とする者もいたため、人道的理由からチュニジアの漁船は入港を決行した。そのことを理由に漁師たちは

逮捕された。

(14) フランスでは第二次大戦後に人身売買組織を罰する目的で「不法滞在幫助罪」が制定されたが、それが一九九〇年代以降、非正規滞在外国人支援者を罰する目的で利用されるようになっていた。二〇一二年、政権に就いた社会党政権は「市民活動の自由を妨げる、この悪しき「幫助罪」を撤廃する」と宣言し、実行した。ところがその直後に、同じ社会党政権下でこの訴追が行なわれ、有罪判決が出たため、「幫助罪の撤廃」が形式的なものにすぎなかったとの理解が関係者に広がった。¹⁷ http://www.lemonde.fr/societe/article/2013/08/28/au-tribunal-du-havre-le-retour-du-deli-de-solidarite-avec-lessans-papiers_3467544_3224.html (二〇一四年六月二十九日閲覧)

(15) cf. Fouteau C, « Combien ça coûte, combien ça rapporte? », in Rodier et Terray 2008, pp.35-41.

(16) 「おんぎ話」の比喩は「ナオミ・クラインが新自由主義経済政策批判で用いている。詳細は「ドキュメンタリー映画『ショック・ドクトリン』(二〇一三) DVDブックが旬報社＋パステルより刊行」http://www.junposha.com/catalog/product_info.php/products_id/863」を参照。

参考文献

岡部浩司「二〇〇二」「消われゆく難民たち」『現代思想』vol.30-13.

Aierbe P, Baylac S., 2012, « Evolution des camps ouverts ou fermés en Europe et au-delà », *Atlas des migrants en Europe*, pp.80-83.

Andreas P, Snyder T., 2000, *The Wall Around the West: State Borders and Immigration*, Rowman and Littlefield.

Bauman Z. 1998, *Globalization*, Polity. (=二〇一〇『グローバルゼーション』法政大学出版局)

Bigo D., Carrera S., Hayes B., Hernanz N. and Jeandesboz J., 2012, *Justice and Home Affairs Databases and a Smart Borders System at EU External Borders*, CEPS.

Guiraudon V., 2008, « Les politiques de gestion des frontières », *Politiques publiques. 1. La France dans la gouvernance européenne*, Presses de Sciences Po, pp.173-194.

クライン、N、二〇一七、『シヨック・ドクトリン（上）——惨事便乗型資本主義の正体を暴く』、幾島幸子、村上由美子訳、岩波書店。

Hathaway C. J., 1992, "The Emerging Politics of Non-entry", *Refugees*, no. 91.

樋口直人、二〇〇二、「国際移民の組織的基盤——移住システム論の意義と課題」、『シネオロギス』、vol. 47, no. 2, pp. 55-71.

ハーシューマン、A、二〇〇五、『離脱・発言・忠誠——企業・組織・国家における衰退への反応』、矢野修一訳、シネルヴァ書房。

Migreurop, 2012, *Atlas des migrants en Europe*, Armand Colin.

Morice A., 2011, « De l'utilitarisme migratoire à l'externalisation des frontières. L'Union européenne face aux "pays tiers": guerre et paix sur le front de la migration », Caloz-Tschopp M.-Cl., *Résister dans le travail et la migration. Colère, courage et création politique*, vol. 5, L'Harmattan-Unit, pp. 157-173.

Poiet C., 2003, « Criminalisation de l'immigration et sociologie des relations interethniques », *Hommes et Migrations*, no. 1241, pp. 6-19.

Rodier C. et Terray E., 2008, *Immigration entre fantasmes et réalités*, La Découverte.

サルトル、J-P、一九五六、『ユダヤ人問題』、安堂信也訳、岩波書店。

塩原良和、二〇〇五、『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義——オーストラリアン・マルチカルチュラル主義の変容』、三元社。

Sparke M., 2006, "A Neoliberal Nexus: Citizenship, Security and the Future of the Border", *Political Geography*, 25 (2), pp. 151-180.

Wacquant L., 2010, « La fabrique de l'Etat néolibéral », *Civilisations*, no. 59-1, pp. 151-174.